

令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託プロポーザル評価要領

1. 目的

この要領は、令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託プロポーザル評価方法について定めることを目的とする。

2. 評価の方法

(1) 評価委員

別紙1「評価委員会委員名簿」のとおりとする。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する評価

別紙2「評価項目及び配点」に基づいて評価し、プレゼンテーションの技量は点数化しない。

(3) プレゼンテーション評価の対象

企画提案者が提出した企画提案書等

(4) 契約候補者の決定方法

各委員の別紙2「評価項目及び評価基準」における祭典の合計を委員数で除した評価点（95点満点）と「提案価格に係る評価」点（5点満点）の総合評価点により順位を付す。採点結果に基づき、契約候補者を1団体（者）選定する。

総合評価点は、

$$\begin{array}{ccc} \text{「評価項目及び評価基準」における評価点} & + & \text{「価格提案に係る評価」点} \\ (95\text{点満点}) & & (5\text{点満点}) \end{array}$$

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によってその順位を決定する。

(6) 最低基準

総合評価点の7割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

(8) 評価にける利害関係者の排除

利害関係者による応募に関しては、評価委員は評価を辞退する（評価に加わらない）こととする。この場合、他の評価委員による点数の平均点を加算する。

3. その他

この要領に定めるもののほか、評価に必要な事項は、評価委員が協議の上、決定する。

別紙1

評価委員会委員名簿

委員区分	職	氏名	備考

※評価委員名簿は非公開とする。

評価項目及び評価内容

(1) 評価項目及び評価内容における評価

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の評価基準点の合計を100点満点として採点し、各評価委員の採点の合計を評価委員数で除して算出する。

評価項目	評価内容	評価基準点					
		優れている (A)	やや優れている (B)	普通 (C)	やや不十分 (D)	不十分 (E)	
1	会社概要・実績	北陸管内(富山、石川、福井)で防災行政無線の実施設計の実績を有しているか	10点	8点	6点	4点	2点
		本業務を遂行するにあたり十分な体制が組まれているか	10点	8点	6点	4点	2点
		提案する事業者は必要な資格を十分に保有しており、信頼性に足る事業者か	10点	8点	6点	4点	2点
2	技術提案 評価 全体提案 独自提案	本市の特性を理解しているか既設設備の現状を把握しているか	10点	8点	6点	4点	2点
		対象業務における専門的見地からの提案がされているか	5点	4点	3点	2点	1点
		システムの比較検討はされているか	10点	8点	6点	4点	2点
		将来的な拡張性及び冗長性を見据えた提案となっているか	15点	12点	9点	6点	3点
		災害時の早期復旧を見据えた提案となっているか	15点	12点	9点	6点	3点
		その他、本市に有益な提案があるか	10点	8点	6点	4点	2点
3	提案価格に係る評価	5.0～0.0					
計		点/100点					

(2) 提案価格に係る評価

業務見積書に記載された提案価格で行うものとする。「提案価格に係る評価」点については、次式で計算するものとし、その計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し、評価点の上限を5点とする。(以下の式で求められる数値が上限を超えるものは上限点に読み替えるものとする。)

$$\text{「提案価格に係る評価」点} = \left[\frac{-5.0 \times \text{提案価格}}{\text{見積限度額}} + 5.0 \right] \times 5$$

※氷見市の見積限度額は14,993千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)